会　議　録

会議体名		令和３年度第４回豊島区男女共同参画推進会議・女性活躍推進協議会
開催日時		令和３年11月12日（金）10時～11時30分
場　　所		としま産業振興プラザ　多目的ホール
出席者	委員	治部れんげ、クリストッフェル　クランツ、有里真穂、ふまミチ、星京子、清水みちこ、原実則、ミラ　ゾンターク、北野新弓、矢口節子、本村久美子、原田諭貴子、森雅信、本田茂樹
	事務局	総務部長・男女平等推進センター所長・係長・係員・株式会社創建
公開の可否	会議	公開
	会議録	公開
会議次第		議題 １　第５次としま男女共同参画推進プラン案について ２　第５次としま男女共同参画推進プランに係るパブリックコメントの実施について ３　豊島区立男女平等推進センター条例の一部改正について ４　その他
会議資料		＜資料＞ 資料１－１：第５次としま男女共同参画推進プラン（素案）の委員からの意見及び事務局からの提案に対する対応（案）について 資料１－２：第５次としま男女共同参画推進プラン案 資料２　：第５次としま男女共同参画推進プランに係るパブリックコメントの実施について 資料３　：豊島区立男女平等推進センター条例の一部改正について 別紙　：資料１－１修正№18の記載について
会長		ただ今より、第４回豊島区男女共同参画推進会議、女性活躍推進協議会を開催する。きょうは、11月24日から12月15日まで受け付ける、パブリックコメント前の最後の会議である。本日、傍聴希望の方はいるか。
事務局		３人である。
会長		本日は会議の傍聴希望者が３人いるので、皆さまに傍聴の可否を諮る。よろ

事務局	しいか。傍聴を許可するので、傍聴人を入れて欲しい。傍聴する方は静かに聞くように。では、次第に沿って進める。 まず、資料１の１、資料１の２の説明をお願いする。 資料１の１、別紙、資料１の２、資料１の３のご用意を。資料１の２は、皆さまの意見と、事務局からの提案に対する対応案を反映させたプラン案である。まず、資料１の１を中心に説明する。資料１の１は、前回の推進会議での委員からの意見、および、その後の事務局からの提案に対する対応案である。 資料１の２の20ページを。委員からの意見にあるとおり、施策の目標１では、全ての人が、性別等に起因する暴力や差別、偏見などの人権侵害や貧困などの生活上の困難を抱えることなく、安心して健康な生活を送ることができるまちを目指すとされている。また、DVの基本計画には、SDGsのゴールでもある、貧困をなくそうとの文言が設定されていることから、DVと貧困との関連性が分かる説明が必要であると考えた。その対応として、現状と課題の記述を、20ページの赤字部分のとおり、『暴力の被害者は女性である場合が多く、身体的暴力のみならず、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力も被害者の心理、行動に深刻な影響を与えることが明らかになっており、女性の自信や自尊感情を失わせ、外部に助けを求められなくなるなど、その後の生きづらさや貧困に陥る要因になることが指摘されている』と修正した。 ２番は、アンペイドワークの単語と同じように、エンパワーメントにも説明を加えたほうがいいのではないかとの意見である。これについては、かっこ書きの一言で適切に言い換えることが難しいため、解説が必要な全ての単語について、参考資料の用語解説で説明することとした。 ３番は、同じ20ページの一番下にある赤字部分である。配偶者への暴力だけでなく、パートナーも入れたほうがよいとのの意見を反映させ、修正している。次に、21ページ。グラフの出典をきちんと記載したほうがよいとの意見を受け、赤字で全国と記載した。 次に、30ページの目標１である。性感染症の陽性率について、男性が半減しているのに対し、女性は増加していると記載があった。この表現では、１人

	の男性が複数の女性に感染させていると読めるとの意見と、性感染症の罹患率などのグラフが入ってないのは何故かとの質問があった。これについては、池袋保健所の健康推進課から、右の記載のとおり回答をもらった。確かに、この記述では、１人の男性が複数の女性に感染させているとの誤解を与えかねないと判断し、現状と課題から、感染症の記述を削除している。30ページは全体的に構成を変えた。また、同じ30ページでは、人工妊娠中絶にしても、子宮頸がんにしても、女性が１人で妊娠し、中絶するわけではないため、男性にも理解を求める表現をしてほしいとの要望があった。これを受け、「男女共に」との記述を追加し、赤字部分のとおり、『人格やジェンダー、多様性などを踏まえた、いわゆる包括的性教育の普及が男女共に必要です』としている。 次も30ページである。豊島区で行われている、子宮頸がん予防ワクチンの無料クーポン券の配布について、記述をしたほうがよいとの意見があった。これについては、池袋保健所の健康推進課から、右のとおり回答があった。国の第３期がん対策推進基本計画では、科学的知見を収集した上で、総合的に判断していくとされており、第３次豊島区がん対策推進計画の中にも、本区として、国の動向を注視するとともに、今後も接種者に必要な情報提供を行うなど、適切に対応していくとの記述がある。これらを踏まえ、今回の男女共同参画推進プランにおいて、区の現時点での姿勢を独自に書くことは難しいと判断し、文言は追加していない。 性と生に関する健康支援については、リプロダクティブ・ヘルス/ライツと、生涯における心身の健康づくりの推進の、二つの課題があり、事務局では、これについてのより分かりやすい説明が必要と考え、全体の文章の流れや構成を組み替えている。性と生に関する健康支援については、年代別の人工妊娠中絶のグラフが31ページに追加されているが、これだけでは誤解が生じるのではないかとの意見があった。そこで、現状と課題に女性の自己決定権の記述を追加し、プランの32ページと33ページにある、リプロダクティブ・ヘルス/ライツと性的同意についてのコラム欄に、包括的性教育の理念を記載した。

	次に、子宮頸がん・乳がん検診の受診率について、人工妊娠中絶のグラフのように年代別に記載できないかとの意見については、乳がんは年代による差が２、３パーセントとわずかであること、また、乳がんと子宮頸がんの２種類について、折れ線グラフと棒グラフを掲載するスペースの確保が難しいことから、子宮頸がんのみ、受診率を年代別に記載した。また、年代別の人工妊娠中絶のグラフは実数を示したほうがよいとの意見があったが、全実数を示すと、非常に数値が多く、分かりにくいグラフとなるため、割合ではなく、年齢層別の積み上げ棒グラフとし、上に全体の件数を記載した。 次に、35ページの目標１、施策の方向３、多様性の尊重と安心して暮らせる環境の整備についてである。まず、１行目にある、性別、年齢、国籍、障害などに対しての偏見や差別という記載について、性別だけでは、多様な性自認、性的指向の方が含まれていないと思われる可能性があり、細かく修正したほうがよいとの意見があった。ただ、１行目は、性別、年齢、国籍、障害などと例を示したものであり、14行目以降に、『また、近年、性自認・性的指向の多様性が認知され始めていますが、誤った知識による偏見や差別により、悩みを抱えている当事者や家族がいます』と記載し、パートナーシップ制度につなげる構成にしていることから、変更は加えていない。 次に、36ページだが、これは事務局で修正したものである。前回の資料では、性的少数者に関するグラフのみを掲載していたが、多様性の尊重と安心して暮らせる環境の整備の施策の方向性に従い、外国人、高齢者、障害者の生活に関する認識を入れることが適切だと考え、変更している。 次は、40ページの施策の方向４、働く場における男女平等の推進である。事務局修正として、まず、前回の案では女性を取り巻く就労状況については、労働力率のM字カーブが以前より緩やかになっていることを示すデータがあった。しかし、施策の方向４においては、女性の年齢による労働力率よりも、男性の労働力率との差のほうが課題として適していると判断し、『豊島区における男性の労働力率は20歳代後半から50歳代後半まで、高い水準を維持していますが、女性は30代で大きく減少しています』との記載に変更している。これについては、本日、欠席している委員からの意見を反映させる予定であ

	り、後ほど、詳しく説明する。現行のプランにおいては、今、お伝えしたとおりに変更している。また、豊島区における年齢階層別の就労状況のグラフに、男性の労働力率を追加している。 次に、41ページだが、これも事務局修正である。現状と課題の中で、セクシュアル・ハラスメントに関する記載があるが、被害者が女性のみであるとの誤解を与える書き方であり、記述を変更する必要があると考えた。また、平成31年４月に行われた、豊島区男女共同参画推進条例の改正において、セクシュアル・ハラスメントにとどまらず、婚姻、妊娠、出産、育児、もしくは介護に関するハラスメントの防止が新たに規定されたことに関する記載が必要であると判断し、現状と課題の記述を赤字のとおり変更するとともに、セクシュアル・ハラスメントの被害状況グラフを削除した。また、42ページにコラムを設置し、男性の育児休暇取得率とマタニティ・ハラスメントの記載を追加している。 続いて、45ページ、施策の方向５、家庭生活と仕事の両立支援である。これも事務局修正である。施策の方向の現状と課題においては、区民のワーク・ライフ・バランスにおける理想と現実についての区民意識調査結果を前提として、記載する必要があるのではないかと考えた。また、近年の就業を巡る状況を鑑み、前回の資料に記載していた、男性正社員における長時間労働、男女の賃金格差、非正規労働者の増加など、労働を巡る環境は厳しさを増しているとの表現は不適当と判断した。ここで、カラー刷の別紙を。まず、目標２、施策の方向５、家庭生活と仕事の両立支援、ナンバー18の中に、長時間労働のグラフがある。これによると、長期的に見て、長時間労働は男女共に減少しており、②の男女の賃金格差も減少傾向にある。裏面には、非正規労働者の割合を男女に分けて記載している。女性の正規雇用労働者の増加が続く一方、令和２年３月以降、非正規雇用労働者は13カ月連続で減少している。その下の、年齢階級別非正規雇用労働者の割合の推移では、全体的に男性よりも女性のほうが割合は多いものの、65歳以上の層以外では、横ばい、または減少傾向が見られる。これらを基に、45ページの元の文章を変更し、区民意識調査の記述を加えた。また、前回の資料では、現状と課題の中で、

	女性は子育てや介護の他、掃除や洗濯、買い物など、アンペイドワークが評価されていないことも問題となっているとの記載があった。しかし、家庭生活と仕事の両立支援においては、女性のアンペイドワークよりも、男性の長時間労働のほうがより大きな課題であること、また、家事労働の男女格差については、施策の方向７、学習・啓発による男女共同参画意識の向上でも記載しており、内容が重複することから、文言を削除し、赤字のとおり変更している。 次に、47ページのとおり、プランを見る限り、ワーク・ライフ・バランス推進認定企業への加点についての記載がなく、分かりづらいとの意見を受け、豊島区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度についてのコラムを設置し、区との一部契約における入札等での加点との記載を加えている。また、2名の委員から、指標についての意見があった。まず、子どもスキップは待機児童を出さないための仕組みであり、指標としては不適当ではないかとの意見に関しては、豊島区子ども計画においても当該指標が指標として設定されていること、指標は毎年度、数値で集計できるものがふさわしいこと、また、待機児童０の継続を目指すことが、家庭と仕事の両立支援につながるのではないかとの判断から、資料のとおり記載することとした。 最後に、82ページの参考資料８、男女共同参画の歩み年表において豊島区議会においても、男女共同参画に係るさまざまな意見書や決議が出されていることを明記してほしいとの要望を受け、83ページの2019年と2021年の部分に、区議会が、選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書、および、女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書を国へ提出したことを、参考として記載した。以上が、資料１の１と別紙の説明である。 続いて、資料１の３についてだが、本日欠席の委員から、今回の資料を送った際に意見をもらっている。まず、７ページについて、職場におけるハラスメント防止対策の強化のアウティングの説明の中で、『性的指向、性自認に関する言動や望まぬ暴露』とあるが、『言動や』の部分については、原意が不明のため、削除したほうがよいとの意見があった。性的指向、性自認に関する言動についても、上記の三つの要素を満たす場合、パワー・ハラスメントに

	該当するが、資料では、『言動や望まぬ暴露である、いわゆるアウティングは』となっており、言動と望まぬ暴露がアウティングであると誤解されかねないため、読点の位置を変え、『また、性的指向・性自認に関する言動や、望まぬ暴露である、いわゆるアウティングは』に変更したい。 次に、37ページの施策の方向の考え方の、上から２行目である。メディア・リテラシーの説明に、『女性の人権を侵害する性表現の氾濫の防止に向けて、メディア・リテラシーの向上を図ります』とあるが、『女性の人権を侵害する性表現の氾濫の防止に向けて』の文言とメディア・リテラシーの関係性がよく分からないため、削除してもよいのではないかとの意見があった。これについては、男女平等推進センターが策定する、男女共同参画に係る第５次プランのメディア・リテラシーの部分には、女性の人権や性表現についての記載が必要であると判断し、第５次プラン案どおりに記載したいと思う。 38ページの施策の⑨、性の商品化、売買春のないまちづくりの推進の、事業番号27番に、人身取引の防止に関する普及・啓発との事業名があるが、人身取引はあまり一般的な言葉ではないため、説明が必要だとの意見があった。これについては、用語解説で説明したいと考えている。 最後に、40ページを。上から４行目の、先ほど、変更したとお伝えした、赤字部分である。女性労働者の中で大きな割合を占める非正規雇用について、賃金水準が低いことと、雇用が不安定であることが、女性の貧困につながる大きな問題であることの言及が欲しいとの意見があった。なお、44ページの事業番号37番にも、同一価値労働の賃金格差解消についての記述があり、事業番号37番には、女性が能力を発揮しやすい職場づくりのための情報提供・普及・啓発とある。また、事業内容の下から４行目には、セクシュアル・ハラスメントの防止、同一価値労働の男女および正規・非正規の賃金格差解消等について、理解が深められるよう、啓発を進めるとの記載がある。これに関しては、施策の方向ごとの現状と課題は、課題を解決する施策の方向の考え方につながり、ひいては区が実施する各施策につながる構成になっている。非正規労働者の賃金が低く、雇用が不安定であることはご指摘のとおりだが、それが女性の貧困につながるとの記述は、働く場における男女平等と

	いう施策の範囲を超えるため、今回のプランでは、『女性は、正規雇用に比べ、賃金水準が低く、雇用が不安定な非正規労働者の割合が高く、出産・育児を機に仕事を辞めざるを得ない場合も少なくありません』との文言に修正したいと考えている。女性の貧困に関しては、35ページの施策の方向３、多様性の尊重と安心して暮らせる環境の整備の中段に、『男女が置かれた経済社会的な状況の違い等を背景として、女性は貧困等の生活上の困難に陥りやすいことが指摘されている。そのため、女性であることの生きづらさに加え、障害や高齢等、複合的な困難を抱えやすいことに留意し、セーフティーネットを構築する必要があります』と記載している。以上が資料１の３の説明である。
会長	資料１、資料２、資料３について、意見や質問はあるか。
委員	３点ある。まず、Ａ３の資料１の１、１枚目の、８番と９番、30ページのワクチンクーポンについての部分である。これは皆の興味・関心が非常に高いところではないかと思う。私も身近な企業や学校、医療関係者に、あらためて話を聞いた。委員から出ている課題認識はそのとおりである一方で、事務局対応案の、文言は追加しないとの判断については、現時点では妥当だと考える。次に、目標２の16番から19番の、事務局修正についてである。この対応案を入れたことで、納得感がより高まった。適切な修正だと思う。二つ目は、私がよく理解できていないのかもしれないが、例えば、資料１の２、プランの26ページに、重点事業として星マークが付いているところがある。冊子として作られたものをあらためて区民目線で見ると、重点事業とそうでないものがどのように区別されるのか、疑問を抱いた。これは、今回、25ページの指標部分に、DVの相談機関の周知、および相談件数の目標が記載され、相談を受け付けることへの積極的な姿勢が示される一方、26ページの３番には、重点事業の星マークが付いていないのはなぜだろうと思ったことがきっかけだった。相談窓口と職務関係者の資質向上はセットで考えるべきであり、重点事業との違いがよく分からない。区民としての行政への期待と、さらなる信頼に向けても、３番は重点事業としてほしかった。３点目は、資料１の２の６ページと７ページ、国の動向についてである。１番の改正育児・

	介護休業法は、令和３年６月の改正を受け、令和４年４月に施行されたものだが、詳しい内容については42ページのコラムに記載されている。これは内容の重複を避けるための記載方法だと理解すればよいか。また、今、気付いたことだが、７ページの下部、目指すべき社会の４番目、SDGsで掲げられている包括的という部分は、包摂的ではなかったかと思う。恐らく変換ミスではないかと思う点が幾つかあるが、どのようにお伝えすればよいか。
会長	事務局からの回答をお願いする。
事務局	重点事業は、各所管課が特に力を入れているものであり、印がないから力を入れていないのではない。DVの部分で言われたとおり、25ページの指標については、周知がまだまだ足りないことが分かっており、26ページの１番については、普及・啓発にさらに力を入れ、相談機関について、多くの方に知っていただきたいとの思いから、重点事業に設定しているものだ。星が付いていないものには力を入れないのではなく、付いているものに、より一層の力を入れるものとの理解を。また、変換ミスについては、気付いた点があれば、メールでもメモでも構わないので、ご指摘を。国の動向の内容については、なるべく重複を避けるため、コラム等で補いながら記載している。特に、37ページの、多様な性自認、性的指向という表現は、一般的にはあまり耳なじみがないものの、プランの中で頻出する用語であることから、コラムで説明を加える構成にしている。
委員	30ページに関する私の意見への対応については、ちょうど今日から数日の間に国の方針が発表されるようなので、国の動向を注視するのではなく、具体的な発表内容を明記するなどの対応をお願いしたい。また、６ページの改正育児の部分について補足するのであれば、コラムをただ挟み込むだけでなく、42ページのコラムを参照などとかっこ書きで表記し、どこにつながっているのかが分かるようにしてもいいのではないかと思う。
事務局	30ページの国の動向については、どのように変更を加えるべきか、再度、保健所とも協議したいと思う。コラムの取り扱いについても、確かにページが大幅に飛んでいる部分もあるため、さらに検討する。
副会長	36ページの、外国人や性的少数者などに関する認識の部分については、まず、

	価値観や文化が尊重されていると思う人が非常に少ないことに驚いた。今後、課題として挙げるとともに、今回のような区民一般ではなく、マイノリティとされる方たちに、直接、聞いてもいいのではないかと思った。ただ、外国人と、性自認・性的指向の少数者をひとまとめにすることには違和感を覚える。これらは別々にしてもいいのではないか。もう一つは少し細かい話だが、40ページの新しい文言として、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の、性差を理由とする差別とあるが、性差という単語が適切かどうか、疑問に思う。マタニティ・ハラスメントは確かに性の差だが、セクシュアル・ハラスメントについては、性差ではなく、性を理由とする差別などでもよいのではないかと思う。最後に、別紙に記載されている、週間就業時間60時間以上の雇用者の割合の推移と、給与格差のグラフについてだが、これは全国を対象にしたものか。このグラフだけを見ると、男女差が縮まっているように見えるが、日本の就業者の年収が減っているとの統計もある中で、このグラフをどう捉えればいいか、戸惑いがある。
会長	マイノリティの記載について、ひとくくりにされてしまっているところはご指摘のとおりかと思う。その辺りについてはどうか。
事務局	グラフに関しては、毎年、このような形で住民意識調査を実施しており、来年以降の調査方法については、対象を分けるかも含め、担当部署と協議の上、検討する必要があると考えている。また、性差の表現については、他にも使用している場面があるため、それらも含めて、再度、検討する。別紙については、裏面の右下にあるとおり、男女共同参画白書から引用した資料であり、対象は全国である。
会長	他に、意見や質問はあるか。
委員	１点、確認を。20ページ、21ページの、DVの根絶の支援体制の充実の部分である。コロナ禍においては、DV等の暴力行為が増加傾向にある。今回、21ページの配偶者からの暴力事案のグラフに、全国の表記を加えていただいた。また、この第５次計画案の１ページ目には、豊島区の指標として、現状値、計画、目標値が記載されている。実際、本区においても、コロナ禍でDV件数が増加し、私たちもさまざまな相談を受けている。そこで、21ページの全国

	件数のグラフに、本区でのDV件数、事案を併記してもらえると、新たな集合知が掲げられ、抑止力になるのではないかと思うが、どうか。
事務局	確かに、25ページにはDV相談件数を指標に掲げている。どこまで踏み込んだ内容を掲載できるかは、今、即答できないが、相談件数が確実に増加していることが分かるような数値を加えることは可能だと思うので、検討する。
委員	30ページにある、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて、前回、言葉だけでは分かりづらいため、コラムや本文中での補足をお願いしたところ、今回、大幅に修正していただき、非常に分かりやすくなった。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの部分に下線が引いてあるので、用語解説に入るのだとは思うが、例えば、言葉の後ろに、性と生殖に関する健康と権利との日本語訳をかっこ書きで入れると、より分かりやすくなると思う。それと分かる表現は文中にもあるが、内容が詳しくなった分、言葉だけではまだ分かりにくいかもしれない。また、32ページにも分かりやすいコラムを付け加えていただいたが、これは男女の視点からになっているように思える。リプロダクティブ・ヘルス/ライツは、女性の基本的人権に関わる部分であるため、人権という一言が加われば、より良くなるのではないか。33ページの動画も見たが、理解が進む、良い内容だった。さらに分かりやすくなる工夫をお願いできればと思う。
会長	今の件についてはどうか。
事務局	かっこ書きの表記については、前回、動画アプリへの意見をいただいたとおり、基本的には用語解説のみの修正を考えている。人権の追加については、大変重要なことだと思うので、どの部分に加えるかを含めて検討する。
委員	先ほど指摘のあった、36ページで外国人と性的少数者等に関する認識が一緒になっているのは、非常に恥ずかしいことだと思う。横の質問を見ると、１番と４番は外国人に関する認識、２番と３番は性的少数者等に関する認識に分けられるので、今後、項目を分けてはどうか。上のグラフは違う統計を引用しているため、一緒にはできないようだ。質問内容は重なっていないので、可能であれば、項目を分けて記載したほうがいいと思う。
事務局	資料には、協働のまちづくりに関する区民意識調査の項目のくくりをそのま

	ま転記している。従って、今回はこの統計のまま、記載したいと考えている。グラフの見せ方、表記の仕方については、スペースの関係上、若干、グラフが小さくなる可能性もあるが、検討したいと思う。
委員	今回の男女共同参画推進プランの特徴の一つとして、SDGsの取り扱いがあると思う。SDGsの達成に向けた内容については、３ページの後、12ページから15ページまでは記載があるが、15ページ以降は一切の表記がない。例えば、16ページのプランの体系図の中にSDGsの説明を小さく追加し、プランの目標を達成することで、SDGsの目標が達成でき、計画が前進することを示すなど、施策の方向性とSDGsの目標がつながっていることを見せられると、より良いと思う。また、プラン推進の第３章、PDCAサイクルの部分でも、SDGsの目標達成とこの評価がどうリンクするのかが言及されていない。豊島区がSDGs推進都市に指定されている以上、第２章や第３章でも、目標へのフォローアップについてしっかりと触れるべきではないかと思うが、いかがか。
事務局	ご指摘のとおり、SDGsの５番目が、そのままこのプランに当てはまる。SDGsとの関連性については、第２章と第３章の中で、どのような形で盛り込むのか、さらに検討したいと思う。
委員	36ページの表をあらためて見てみると、何人への調査に基づいて出された結果であるか、調査ベースが多くの部分に表記してあり、とても丁寧だと思う。ただし、性的少数者に対する認識の部分や、55ページの下の表には、その記載がない。豊島区が行った調査であれば分かることだと思うので、記載を一貫していただきたい。
事務局	確かにn表記は可能なので、追加する。
委員	先ほどから議論になっている、30ページのリプロダクティブ・ヘルス/ライツについてである。今、言われたように、性と生殖に関する健康と権利の文言がコラムに入っていないので、入れてほしいと思う。かっこ書きができないのであれば、コラムには入れて欲しい。また、同じ30ページで、前回、望まない妊娠という言い方についての話が出たが、このままの文言でいいだろうか。もう一つは、57ページの事業番号19番に、学校における性教育の充実として、生命尊重の精神に根差したとあるが、精神という文言に違和感を覚え

	る。例えば、生命尊重を大切になど、別の文言に変えたほうがいいのではないかと感じた。
事務局	性と生殖については、本文中の用語として、統一して後ろの用語解説に入れたいと思う。ただ、コラムの中で取り上げることは可能なので、かっこ書きの表記と併せて、検討する。望まない妊娠については、よりふさわしい表現があれば、ぜひご提案いただきたい。３点目の、学校における性教育については、意見を教育委員会に共有し、検討していきたいと思う。
委員	コラムはとても読みやすく、よくできていると思った。37ページの、多様な性自認、性的指向の部分については、LGBTの下に、クイアとしてQを入れると、今の流れに即したものになるのではないかと思うので、検討して欲しい。また、20ページの、DVの根絶と支援体制の充実と題された部分について、支援体制は非常に充実していると思うが、根絶への対策はまだ手薄ではないかと思う。どうお考えか。
事務局	LGBTの表記については、今後、検討したいと思う。DVの根絶については、取り組みが進んでいないことは事実である。以前も議論になったように、加害者に対する教育やDVの予防に全く取り組んでいないわけではないが、依然として、被害者支援のほうに重点が置かれている。今後の検討課題として、今回の計画でどこまで盛り込めるかを含めて、検討する。
委員	先程も質問があった重点事業に関する件についてである。この計画を見る区民の立場としては、重点事業かそうでないか、差をつける必要があるとは思えない。重点事業として主張する理由を、再度、お聞きしたい。
事務局	確かに、重点事業に該当しないと力を入れないのかとの誤解を招きかねない部分がある。重点事業についての説明を加えるなど、適切な取り扱いについて検討したいと思う。
委員	LGBTの後ろにクイアを入れる提案があったが、用語集にはLGBTが入っていない。今、学生の間では、LGBTの後ろに、I、Q、プラスなどを付けるようになっているが、そのように表現が変わりつつあることも、どこかで説明したほうがいいかもしれない。私が一番、気になっているのは、そのLGBTの表記の部分で、クイアの表記についても、ただ追加するのではなく、説明する必要

	があると思う。
事務局	ご指摘のとおり、用語解説に入っていない点については、表記も含めて検討する。
委員	先ほど、委員から、望まない妊娠についての指摘があった。私もこの言葉が適切なのか、疑問に思っていた。事務局から、他の言葉の提案があればとの回答があったが、予期せぬ妊娠、思いがけぬ妊娠などはどうか。検討して欲しい。
委員	31ページの人工中絶の表について、指標や対策、事業などは、グラフがあるから表を入れているわけではないのか、教えて欲しい。また、33ページの、学校における性教育の充実については、先ほどから議論になっている重点事業に加えていただきたい。もう一つは、苦情処理について、もう少し広く周知させられる取り組みを考えていただけないか。
事務局	人工妊娠中絶については、区の直接の取り組みはないと認識している。このグラフは、現状と課題で取り上げている内容のバックデータの意味合いがある。19番の、学校における性教育の充実を重点事業に加える意見については、現状、各主管課と協議した上で、重点事業の印を付けているが、いただいた意見を教育委員会に共有し、再度、検討したいと思う。苦情処理については、今後、さらなる周知に努める。
会長	余談として、私は内閣府や東京都の男女参画の計画にも関わっているが、皆さんもご存じのとおり、日本の包括的性教育は極めて遅れている。東京都では、2000年代に大きなバックラッシュが起こったことで、取り組みに遅れが生じた。今行われているパブリックコメントにおいては、私自身、まさにこの権利という言葉を含めることや、性教育にしっかりと取り組むことを、繰り返し要望している。その状況に比べれば、豊島区は相当、頑張っていると思う。また、計画の中の文言に皆さんが違和感を覚えるのは、それらが国の制度の枠組みから下りてきたものだからではないかと思う。この計画の本来のテーマは、女性の自己決定権や、性と生殖に関する権利であるが、文部科学省の枠組みの中では、生命の尊重の教育に重点が置かれ、それに準ずる文言が使われていることで、ずれが起こっているように感じる。事務局が大変

	苦慮されていることが伝わってきたので、少し補足した。他に意見はあるか。
委員	先ほどから話に出ているDVの件については、国の担当者からも、加害者更生プロジェクトがなかなか進まないと聞いている。当然、被害者がいて、加害者がいるが、できれば加害者ではない表現を使い、加害者にも支援が届くような取り組みをしていきたいと思っている。先日、豊島区でも研修会を開催されたと聞いている。そのような事業も、施策として記載してはどうか。
事務局	26ページの施策の１番に、DVの予防と根絶に向けた、大まかな内容が記載してある。表記の仕方については、検討したいと思う。
会長	他に意見はないか。非常に活発で本質的な議論に感謝する。他の審議会に比べ、この会議ではいつもしっかりとした議論が行われており、素晴らしいと思う。では、次の議題について、少し説明する。パブリックコメントの準備にあたっては、皆さんからいただいた意見について、事務局で修正を加え、計画に反映していただく。その後、私が確認した上で、プランを決定し、パブリックコメントとする流れを考えているが、よろしいか。では、今後の第５次としま男女共同参画推進プランについては、会長一任で進める。続いて、議題２に移る。
事務局	資料２を説明する。第５次としま男女共同参画推進プラン案については、豊島区の自治の推進に関する基本条例、第23条に基づき、広く区民に公表し、意見を募るパブリックコメントを実施する。パブリックコメントの実施期間は、令和３年11月24日水曜日から12月15日水曜日の、約３週間である。広報としま11月21日号、および、区ホームページにおいて、パブリックコメントの実施について周知するとともに、区ホームページでは、プラン案をデータで閲覧できるようにする。また、プラン案は冊子にし、11月24日から、男女平等推進センター、行政情報コーナー、東・西区民事務所、７カ所の図書館、26カ所の区民ひろば、全37カ所で閲覧できるようにする。11月24日からの閲覧を可能にするため、スケジュールの都合上、閲覧場所である各区施設には、来週11月19日金曜日に、プラン案を発送する予定である。ついては、本日、皆さまからいただいた意見は反映するが、追加意見については、対応することが難しいことを了承して欲しい。なお、パブリックコメントで公表する内

	容については、第５次としま男女共同参画推進プラン案のコラム及び巻末の年表を除いた内容となる。意見の募集方法は、直接持参、郵送、FAX、メールである。 最後に、パブリックコメント制度の意見募集期間終了後の予定を説明する。令和４年１月12日に、庁内会議である男女共同参画推進委員会を経て、次回、男女共同参画推進会議が開催される１月25日に、パブリックコメントの経過報告を行うとともに、第５次としま男女共同参画推進プランを確定する。その後２月に議会報告を行い、３月１日、区民に対してパブリックコメントの結果公表を行う予定である。来週の17日に開催される、総務委員会の第４回定例会において、本プラン、およびパブリックコメントの実施について報告した後、パブリックコメントの実施を予定している。
会長	パブリックコメントの実施について、何か意見や質問はあるか。
委員	２点、質問する。まず、資料の最後にある、素案の内容についてである。今回、コラムが付いたことで非常に分かりやすくなったのにもかかわらず、アスタリスクの後、ただし、コラムおよび年表は省略すると書かれている。コラムを省いてしまうと、区民の方には分かりにくい点が多いので、コラムはぜひ付けていただきたい。また、パブリックコメントを通して、１人でも多くの方から意見をいただきたいと思うが、周知方法にある、区のホームページでは、パブリックコメントのページが非常に探しにくい。豊島区の公式Twitterでもリンクするなど、少しでも多くの区民の目に触れる工夫をお願いする。以上、２点である。
会長	とても重要なポイントだと思う。行政から重要な資料が出ているのにもかかわらず、知らないことが非常に多い。
事務局	１点目のコラムについては、なるべく掲載する方向で検討する。また、周知方法については、広報としまとホームページ以外にも、Twitterやメールマガジンなどを使い、周知に努めたいと思う。
会長	豊島区には学校が多いため、特にセクシャル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツは、若年層にとって非常に重要なポイントである。区長が男女共同参画に力を入れるきっかけにもつながるため、若い方に知ってもらえる施策があ

	ればと思う。パブリックコメントについて、他に意見、質問はないか。では、パブリックコメントの取りまとめは事務局にお願いする。この対応については、次回の会議で、再度、討議する。続いて、議題の３に移る。事務局から、資料３の説明をお願いする。
事務局	資料３、豊島区立男女平等推進センター条例の一部改正についてだが、本条例については、今後、一部改正を予定している。このセンター条例は設置条例とも呼ばれ、男女平等推進センターを設置することについて、条例で定めたものである。その内容に関して、豊島区では、男女という言葉が、多様な性自認・性的指向の人々を含む表現として不十分であると考え、平成31年４月、男女共同参画推進条例を改正し、男女からすべての人に記載を改めた。また、男女共同参画については、性別等にかかわらず、すべての人が社会の対等な構成員として、自らの意志によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的、および文化的利益を享受することができ、かつ、責任を担うことをいうとの定義を加えたところである。また、今回、机上に本文の資料を配付しているが、現行の豊島区立男女平等推進センター条例では、男女共同社会という表現を用い、これを男性と女性が等しく自分の能力や意欲を生かし、共に形づくる社会と定義している。これについて、男女共同参画条例を改正した趣旨に従い、男女平等推進センターの設置目的を果たすためには、男女共同参画社会との文言に改めることが適切だと考え、今回の改正を予定している。 次に、２番の改正内容についてである。第１条に定めた目的の中の、男女共同社会という表記を、男女共同参画社会に改めることとしている。３番の施行期日は、令和４年４月１日を予定している。この理由は、現在策定している第５次としま男女共同参画推進プランが、男女共同参画推進条例の改正を踏まえた内容であることから、このプランの期間と合わせ、適用開始日を４月１日としたいと考えているからである。区議会に付議する時期は、来年の第１回定例会を予定している。裏面は参考資料だが、内容に若干の誤りがあるため、今回、23区の状況をまとめた、女性政策センター設置状況一覧を、あらためて机上配付している。区によって条例の設定時期が異なり、男女平

	等社会という文言を使用している所もあるが、ほとんどが男女共同参画社会の実現を目的としている。2番の中央区では、平成5年に条例で設置された、女性センターという名称がそのまま残っている。また、7番の墨田区では、平成2年、女性の自立・社会参画を促進し、女性の地位向上に資することを目的に、すみだ女性センターが設置されている。渋谷区では、平成27年、センター名や目的が大きく変更された。豊島区は網掛けの部分である。女性を取り巻く諸問題の解決、および男女共同社会の実現を目的とし、男女平等推進センターが条例で設置された。先ほど、お伝えしたとおり、男女共同社会を男女共同参画社会に改めることについて、皆さまの意見をいただきたいと思う。
会長	資料3等について、質問や意見はあるか。
委員	まず、この条例自体が豊島区立男女平等推進センター条例となっている。これが適正かどうか分からないが、私がこれまで参加してきた、男女共同参画推進会議や女性活躍推進協議会などの議論には、男女に重きを置く部分と、多様性に重きを置く部分の両方があった。もし改めるのであれば、男女共同参画社会、および多様性を認める社会などの文言が一つあれば、よりいいと思うが、どうか。
事務局	本日、皆さまのいろいろな意見を聞き、来年の第1回定例会で、最終的に改正内容を検討したいと思うので、ここでコメントをすることは控える。
会長	本件について、他に意見や質問はないか。では、会議体の名称にそろえることにはおおむね賛成とし、多様な性自認なども含め、配慮を加えた表現を考えていただきたいと思う。
委員	ご指摘の件について、今回の改正では、定義の中に性別等という文言が加えられたことで、多様性の意味合いが含められたと解釈している。男女共同参画の定義が条例で示されているのであれば、男女共同参画社会としても問題ないと思う。
委員	北区では、スペースゆうと名付けられている。男女が気に入らないのであれば、思い切って、エポック10だけにしてもいいのではないかと思った。
会長	他にはどうか。センター条例については、議会の議決を経て、来年4月1日

	に施行予定である。では、最後の議題として、その他に移る。事務局からは何かあるか。
事務局	特にない。
会長	では、事務局から事務連絡があれば、お願いする。
事務局	第５回推進会議は、来年１月25日火曜日、午前10時から、対面ではなくオンラインで行う。パブリックコメントの結果報告と対応について、意見をいただきたい。本日の会議録は、作成し次第、送付するので、内容の確認をお願いする。以上である。
会長	他には何かないか。では、これで本日の議題を全て終了する。以上をもって、令和３年度、第４回豊島区男女共同参画推進会議と女性活躍推進協議会を閉会する。